

全国精神保健福祉連絡協議会

会報

平成9年3月

会報32号

目

次

全国精神保健福祉連絡協議会総会報告	2
平成9年度精神保健福祉関係予算(案)の概要	4
障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）の推進	7
厚生省関係障害者プランの推進方策について（平成8年11月15日障第219号）	10
平成9年度痴呆老人施策の概要	20
ふれあい保健地区育成モデル事業の実施について（平成8年6月28日老健第170号）	21
平成9年度研修課程募集要綱	23
—国立精神・神経センター精神保健研究所—	

全国精神保健福祉連絡協議会総会報告

高橋喜平

平成8年度の全国精神保健福祉連絡協議会の総会が平成8年10月24日(木)岐阜市(長良川国際会議場)において、第44回精神保健福祉全国大会(10月25日(金)主催:厚生省、岐阜県他)の行事の一環として開催された。

総会に先立って理事会の審議があり、総会には各都道府県精神保健(福祉)協(議)会から多数の参集を得て滞りなく行われた。始めに大塚俊男会長の挨拶があり、続いて開催県岐阜県衛生環境部長本間泉氏の挨拶をいただいた後、議長に岐阜県精神保健福祉協会会長浦島誠司氏を専任し議事が行われた。

平成7年度事業報告・収支決算(会計検査報告)、平成8年度事業計画(収支予算)、平成9年度事業計画(収支見積)等議案の審議が行われ、原案どおり承認された。

なお、その他事項として、各都道府県の協(議)会の名称に「福祉」を加えた変更が17府県あったこと、等会長から報告があった。また、次期(平成9年度)総会は、佐賀県において10月開催が予定されています。

平成7年度事業報告書

平成7年度においては、本会の事業を推進するため次のことを実施した。

1. 総会の開催
(平成7年10月26日:盛岡市)
2. 理事会及び常務理事会の開催
理事会(平成7年10月26日:盛岡市)
常務理事会(平成7年9月13日:東京都)
3. 第43回精神保健全国大会への参加
(平成7年10月27日:盛岡市)
4. 精神保健懇話会の開催
(平成7年10月26日:盛岡市)
「山の神雑話」元林業試験場分場長

5. 「地方精神保健」誌の発行、配布(年1回発行:第15号)
6. 「会報」の発行、配布(年2回:第29号、第30号)
7. 各協(議)会機関誌の収集及び広報活動

平成7年度収支決算書

自平成7年4月1日
至平成8年3月31日

収入の部

科目	金額	摘要
会費	1,350,000	平成7年度会費(45都道府県)
雑収入	605	銀行預金利息
繰越金	107,684	
合計	1,458,289	

支出の部

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	精神保健懇話会総会
旅費	88,280	総会等出席旅費
需要費	1,194,767	印刷製本費等
負担金	70,000	日本精神保健福祉連盟会費
繰越金	35,242	
計	1,458,289	

平成8年度事業計画書

1. 総会の開催
平成8年度10月24日(木)岐阜市
2. 理事会及び常務理事会の開催
理事会 平成8年10月24日(木)岐阜市
常務理事会 平成8年9月5日(木)東京都
3. 第44回精神保健福祉全国大会への参加
平成8年度10月25日(金)岐阜市

4. 精神保健懇話会の開催
平成8年度10月24日(木)岐阜市
演題 「県内における厠文化の変遷と人間観」
演者 各務原市教育委員会教育長 浅野弘光氏
(座長)岐阜県精神保健福祉協会 会長 浦島誠司氏
5. 「地方精神保健」誌の発行、配布(第16号)
6. 「会報」誌の発行、配布(第31号、第32号)
7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
8. その他

平成8年度収支予算書

自平成8年4月1日
至平成9年3月31日

収入の部

科目	金額	摘要
会費	1,575,000	平成8年度会費(45都道府県)
雑収入	1,000	預金利息
繰越金	35,242	
合計	1,611,242	

支出の部

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会総会
旅費	69,000	総会等出席旅費
需要費	1,337,000	印刷製本費等
負担金	120,000	日本精神保健福祉連盟会費
予備費	15,242	
計	1,611,242	

平成9年度事業計画書

1. 総会の開催
(佐賀県)
2. 理事会及び常務理事会の開催

- (理事会:佐賀県、常務理事会:東京都)
3. 第45回精神保健福祉全国大会への参加
(佐賀県)
4. 懇話会の開催
(佐賀県)
5. 「地方精神保健」誌の発行、配布(第17号)
6. 「会報」誌の発行、配布(第33号、第34号)
7. 各協(議)会機関誌等の収集及び広報活動
8. その他

平成9年度収支見積書

自平成9年4月1日
至平成10年3月31日

収入の部

科目	金額	摘要
会費	1,575,000	(45都道府県)
雑収入	1,000	預金利息
繰越金	0	
計	1,576,000	

支出の部

科目	金額	摘要
諸謝金	70,000	懇話会総会
旅費	130,000	総会等
需要費	1,256,000	印刷製本費等
負担金	120,000	日本精神保健福祉連盟会費
予備費	0	
計	1,576,000	

平成8年度

第44回精神保健福祉全国大会 精神保健福祉事業功労者表彰者

平成8年10月25日第44回精神保健福祉全国大会(岐阜市)において多年にわたり精神保健福祉事業に功績のあった個人及び団体の表彰式が行われた。当連絡協議会関係者は厚生大臣表彰1名、連

盟会長表彰個人11名、6団体が表彰された。表彰者（団体）は次のとおり。

[厚生大臣表彰者] 1名

都道府県名	氏名	職業
高知県	小森 瑞	管理栄養士

[日本精神保健福祉連盟会長表彰者]

1. 個人 11名

都道府県名	氏名	職業
青森県	小田切 信吾	病院事務
宮城県	浅野 妙子	看護婦
	安保 智子	精神保健相談員
長野県	丸山 良治	ソーシャルワーカー
静岡県	長坂 愛子	看護婦
岐阜県	坂本 勇治	病院理事
	古田 民介	看護師
石川県	相神 糸子	准看護婦
大阪府	石神 文子	ソーシャルワーカー
岡山県	吉田 文子	看護婦
高知県	岡山 修子	看護婦

2. 団体 6団体

都道府県名	団体名
北海道	釧路酒連合会
	釧路地区精神障害者を守る連合会
静岡県	志太2市2町地域精神保健福祉会 心愛会
岐阜県	農事組合法人 東濃プロイラーセンター
	岐阜東濃酒連合会
三重県	高茶屋病院家族会「いすず会」

平成9年度精神保健福祉関係予算（案）の概要

—「全国厚生関係部局長会議」から抜粋—

平成9年1月22日（水）厚生省において全国厚生関係部局長会議が開催され、省全体の平成9年度予算（案）等について説明された。ここには、精神保健福祉関係特に精神保健福祉予算関係の資料並びに関係通達を掲載するとともに痴呆性老人施策についても若干掲載し、参考に供します。

1. 精神保健福祉施策の推進について

(1) 適切な精神医療の確保

精神保健福祉施策の推進については御高配をお願いし、かねてより人権に配慮した適切

な精神医療の確保に努めていただいているところであるが、未だ、精神保健福祉法に基づく精神障害者の人権擁護に係る関係規定が遵守されていない医療機関の存在が指摘されている。

各都道府県、指定都市においては、入院中の精神障害者の面会、信書、電話、金銭管理、行動等に係る処遇が適切に行われ、人権に配慮した適切な精神医療が確保されるよう、管下精神医療機関に対する指導を徹底する等、

引き続き格段の御配慮をお願いする。

(2) 精神障害者社会復帰・福祉施策の推進（障害者プランの推進）

精神障害者社会復帰施設・事業等については、平成7年12月に策定された障害者プランにおいて多くの数値目標を盛り込むなど計画的な推進を図っているところであり、各都道府県、指定都市におかれては、なお一層の整備促進に努められたい。

また、各都道府県、指定都市において障害者計画の改定等を行う場合には、平成8年11月5日障第219号障害保健福祉部長通知「厚生省関係障害者プランの推進方策について」を参考に、可能な限り具体的な目標値の設定をお願いしたい。

なお、貴管下市町村における障害者計画は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にするとともに、平成7年5月11日総内第77号内閣総理大臣官房内政審議室長通知「市町村の障害者計画に関する指針について」を参考に、当該市町村における精神障害者の状況等を踏まえ、精神保健福祉センター、保健所、地域の医療機関、社会復帰施設、その他の関係機関の協力を得て策定し、可能な限り具体的な内容とされるよう、引き続き、積極的な取り組みについて指導方をお願いする。

2. 精神障害者保健福祉手帳に基づく援助施策の推進について

平成7年10月に創設した精神障害者保健福祉手帳制度は、関係各方面の協力により、各種の支援策を促進し、もって精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

平成8年11月末現在で56,738人が本手帳の交付を受けており、厚生省としても、他の手帳制度と同様な支援策を講じられるよう、引き続き関係各方面に協力を依頼しているが、各都道府

県、指定都市におかれても、その趣旨を踏まえ、関係各方面の協力を得て、手帳に基づく各種の援助施策の拡充に努めるよう、特段の御尽力をお願いする。

3. 精神科救急医療体制の整備について

平成7年度に創設した精神科救急医療システム整備事業については、都道府県が地域の実情に応じて病院群輪番制等による精神科救急医療施設を整備し、休日又は夜間等における緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療大成を確保することを目的として、4か年で全国整備を図ることとしており、平成9年度予算案においては30県分の予算を確保したところである。しかしながら、現時点で12都道府県での実施にとどまっていることから、未実施の道府県においては、本事業の趣旨を踏まえ、早期実施に向け積極的な取り組みをお願いする。

4. 精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の資格化について

精神保健福祉におけるマンパワーの充実については、国民からの要望が大きいところであるが、特に精神科ソーシャルワーカー（PSW）及び臨床心理技術者（CP）の国家資格化については、昭和62年、平成5年及び平成7年の法改正時に、国会で附帯決議が行われているところである。

厚生省では、これを受け、平成7年度及び平成8年度に「精神科ソーシャルワーカー及び臨床心理技術者の業務及び資格化」について研究、検討を行っているところである。

平成7年度の研究班による報告書において、研究班に参加した関係団体の間でPSW及びCPの国家資格の必要性について、ほぼ合意されたところである。

平成8年度の研究班では、国家資格化に係る具体的な検討課題について、引き続き研究、検討を行っているところである。

平成9年度精神保健福祉施策関係予算(案)概要

事 項	平成8年度	平成9年度	対前年度	備 考
	予 算 額	予算額(案)	差 引 増△減額	
	千円	千円	千円	
(項)厚生本省				
精神保健等対策費	69,352	69,961	609	
精神保健指導費	4,462	4,457	△ 5	
精神保健福祉相談員資格取得講習会費	1,005	0	△ 1,005	
精神障害者等保健指導指針策定費	1,447	0	△ 1,447	
覚せい剤慢性中毒者対策費	3,504	3,508	4	
老人精神保健対策費	5,126	5,133	7	
老人性痴呆疾患保健医療指導推進費	7,514	7,607	93	
適正医療と処遇対策費	14,265	16,405	2,140	◎長期入院患者の療養のあり方に関する検討費 2,073千円
精神病院調査指導費	884	223	△ 661	
精神障害者社会復帰等対策費	19,361	19,606	245	
精神障害者の身体合併症の治療体制の整備に関する状況調査費	11,784	9,073	△ 2,711	
◎精神保健福祉監査指導費	0	3,949	3,949	
(項)精神保健費	27,025,353	40,288,122	13,262,769	
精神障害者措置入院費等負担金	5,727,713	6,117,627	389,914	医療保険制度改革の影響等に伴う増
精神保健対策費等補助金	21,297,640	34,170,495	12,872,855	
精神障害者通院医療費補助金	12,984,020	24,118,274	11,134,254	医療保険制度改革の影響等に伴う増
精神障害者医療保護入院費等補助金	1,134,639	1,105,496	△ 29,143	
精神医療適正化対策費補助金	224,855	210,372	△ 14,483	
精神障害者社会復帰促進費等補助金	6,954,126	8,736,353	1,782,227	
精神障害者社会復帰促進費	1,996,761	2,262,390	265,629	
精神障害者社会適応訓練事業費	669,924	706,080	36,156	通院患者リハビリテーション事業 2,490事業所→2,624事業所
精神障害者小規模作業所運営事業等助成費	643,754	779,515	135,761	小規模作業所運営費 ・か所数の増 563か所→686か所
精神障害者地域生活援助事業費	652,525	745,688	93,163	グループホーム ・か所数の増 430か所→540か所
精神障害者手帳交付事業費	30,558	31,107	549	
地域精神保健福祉対策費				
地域精神保健福祉対策促進事業	800,000	800,000	0	
精神障害者社会復帰施設等運営費	4,018,480	5,530,197	1,511,717	・職員の処遇改善
精神障害者生活訓練施設(授護寮)	1,604,496	2,164,145	559,649	・か所数の増加 99か所→119か所
精神障害者ショートステイ施設	26,404	39,921	13,517	・か所数の増加 28か所→36か所
精神障害者福祉ホーム	121,132	142,290	21,158	・か所数の増加 88か所→102か所
精神障害者通所授産施設	1,036,928	1,331,523	294,595	・か所数の増加 93か所→113か所
精神障害者入所授産施設	256,182	450,627	194,445	・か所数の増加 14か所→24か所
精神障害者福祉工場	68,790	211,689	142,899	・か所数の増加 3か所→9か所
精神障害者地域生活支援事業	341,244	519,093	177,849	・か所数の増加 47か所→94か所
精神科救急医療システム整備事業	296,499	385,925	89,426	・か所数の増加 24か所→30か所
老人性痴呆疾患センター	266,805	284,984	18,179	・か所数の増加 119か所→125か所
精神保健福祉センター運営費	138,885	143,766	4,881	・か所数の増加 53か所→54か所
(項)身体障害者保護費				
身体障害者保護費負担金				
更生医療給付費等負担金				
更生医療給付費	2,674,050	6,279,530	3,605,480	医療保険制度改革の影響等に伴う増

事 項	平成8年度	平成9年度	対前年度	備 考	
	予 算 額	予算額(案)	差 引 増△減額		
(項)児童保護費					
児童保護費等負担金					
身体障害児援護費負担金					
育成医療費	1,691,378	1,802,148	110,770	医療保険制度改革の影響等に伴う増	
精神保健福祉課計	31,460,133	48,439,761	16,979,628	対前年度比 154.0%	
内 訳	社会復帰関係経費等	7,248,333	9,016,686	1,768,353	対前年度比 124.4%
	精神医療費	19,846,372	31,341,397	11,495,025	対前年度比 157.9%
	更生・育成医療費	4,365,428	8,081,678	3,716,250	対前年度比 185.1%
	再掲・プラン関係経費(運営費のみ)	4,767,745	7,065,656	2,297,911	対前年度比 148.2%
(保健医療局企画課計上分)					
(項)保健衛生諸費					
保健衛生施設等設備整備費補助金	—	—	—	メニュー事業 精神病院 精神科デイ・ケア 精神障害者生活訓練施設(授護寮) 精神障害者福祉ホーム 精神障害者通所授産施設 精神障害者入所授産施設 精神障害者ショートステイ施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援事業 設備◎精神障害者社会復帰施設利用者用送迎車(メニューの追加) 施設◎精神障害者社会復帰施設 (冷房設備・授産設備施設工事費の補助対象の拡大)	
(項)保健衛生施設整備費					
保健衛生施設等施設整備費補助金	—	—	—		
(健康政策局計画課計上分)					
(項)保健衛生諸費					
保健事業費等補助金	364,611	307,348	△ 57,263	精神保健対策費 307,348千円 社会復帰相談指導費等 300,427千円 精神保健業務従事者研修会費 6,921千円 市町村保健事業推進調整費(26,236千円) →一般財源化	
(厚生科学課計上分)					
(項)科学研究費					
厚生科学研究費補助金					
精神保健医療研究費	94,000	94,000	0		
他 課 計 上 分 計	458,611	401,348	△ 57,263		
計	31,918,744	48,841,109	16,922,365	対前年度比 153.0%	

《障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)の推進》

障害保健福祉部精神保健福祉課

1. 精神障害者社会復帰施設・事業等の充実 8'予算9,484百万円→9'予算(案)11,877百万円
(対前年度比125.2%)

(1) 精神障害者社会復帰施設の運営費の助成

障害者プランに基づき計画的に整備する

ア 運営か所数の増 8年度施設整備にかかる増

イ 施設整備枠 障害者プランの着実な推進を図るための整備枠を計上

施設・事業名(概要)	運営費か所数(8年度→9年度) [下段は、9年度施設整備か所数]	整備目標(14年度)
精神障害者生活訓練施設(援護寮) (独立して日常生活を営むことが困難な精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行う施設)	99か所→119か所 [9年度整備数 23か所]	300か所
精神障害者ショートステイ施設 (在宅における処遇が一時的に困難となった精神障害者を短期間入所させる施設)	28か所→36か所 [9年度整備数 8か所]	100か所
精神障害者福祉ホーム (一定の自活能力があり、住宅の確保が困難な精神障害者に生活の場を与え、生活指導を行う施設)	88か所→102か所 [9年度整備数 19か所]	300か所
精神障害者通所授産施設 (相当程度の作業能力を有するものの、雇用されることが困難な精神障害者に訓練・指導を行う施設)	93か所→113か所 [9年度整備数 23か所]	300か所
精神障害者入所授産施設	14か所→24か所 [9年度整備数 12か所]	100か所
精神障害者福祉工場 (通常の事業所では雇用が困難な精神障害者を雇用し、最低賃金を支払う施設)	3か所→9か所 [9年度整備数 6か所]	59か所
精神障害者地域生活支援事業(地域生活支援センター) (地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や日常的な相談への対応、地域住民との交流を支援する事業)	47か所→94か所 [9年度整備数 72か所]	650か所

※負担割合：運営費 国 1/2、都道府県・指定都市 1/2
施設・設備整備費 国 1/2、都道府県・指定都市 1/4、設置者 1/4

施設・事業名(概要)	運営費か所数(8年度→9年度)	整備目標(14年度)
精神障害者地域生活援助事業(グループホーム) (地域において共同生活を営む精神障害者に対し、世話人を配置し、食事の提供・服薬指導等の生活援助を行う事業)	430か所→540か所	920か所
精神障害者社会適応訓練事業(通院患者リハビリテーション) (回復途上にある精神障害者を事業所に通わせ、対人能力の涵養等の社会適応訓練を行う事業)	2,490事業所→2,624事業所	3,300事業所

(注) ショートステイ施設、福祉ホーム、授産施設、福祉工場及びグループホームの整備目標は、障害者プランでは3障害の合計数として共通目標を設定しているため、上記の数値はその積算基礎数である。

(2) 精神障害者社会復帰施設運営費の改善

障害者プランの着実な推進を図るため、職員の処遇改善を行い、社会復帰施設の安定した運営を確保する。

- ・業務省力化等勤務条件改善費
労働基準法の改正に伴い勤務時間を週41.5時間から40時間に改善するための経費
- ・管理職手当
社会復帰施設の施設長の処遇を改善するため管理職手当を支給する。

(3) 精神障害者小規模作業所運営費助成事業 563か所→686か所
地域において運営されている小規模作業所に対し、運営費を補助する事業。

2. 地域精神保健福祉施策の推進 8'予算1,460百万円→9'予算(案)1,432百万円

(1) 地域精神保健福祉対策促進事業 800百万円→800百万円

地域において精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るとともに精神障害者を抱える家族に対する支援等を行うために、都道府県、指定都市及び市町村において地域の実情に応じた事業を実施する。

(2) 精神障害者に対する手帳交付事業 31百万円→31百万円

精神障害者に対して、各種の援助措置等を受けやすくし、社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする精神障害者保健福祉手帳の交付のための事業。

(3) 精神障害者社会復帰促進センター事業 41百万円→42百万円

○ 調査研究
精神障害者の社会復帰の実例に即して、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練、指導等に関する調査研究等を実施。

○ 研修事業
精神障害者社会復帰促進センターにおいて蓄積された社会復帰のための訓練指導等処遇ノウハウを活用し、社会復帰施設及び小規模作業所職員に対して研修を実施し、事業の全国レベルの均一化及びレベルアップを図る。

(4) 精神保健福祉センター運営費 53か所→54か所

3. より良い精神医療の確保 8'予算1,752百万円→9'予算(案)1,708百万円

(1) 精神科救急医療システム整備事業 24か所→30か所

精神障害者の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保するため、夜間や日曜、休日を含め、都道府県の実情に応じて、輪番制等により、緊急時における保護・治療を行う救急医療のシステム体制を整備する。

整備計画 9年度 30都道府県(7年度から4か年で全国化を図る)
補助率 1/2

(2) 精神障害者の身体合併症の治療体制の整備に関する状況調査 12百万円→9百万円

身体合併症を有する精神障害者の治療状況を把握し、地域における治療体制の整備のための検討を行う。

(3) 長期入院患者の療養のあり方に関する検討費(新規) 0→2百万円

精神病院における長期慢性入院患者の適切な療養のあり方について、多角的な視点からの検討を行う。

(4) 精神科デイケア施設

障害者プランに基づき、整備の促進を図る。[整備目標 平成14年度 1,000施設]

合計	8年度予算127億円→9年度予算(案)150億円 (23億円増、対前年度比118.3%)
----	---

平成8年11月15日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害者保健福祉部長

厚生省関係障害者プランの推進方策について

障害者保健福祉施策の推進については、日頃より多大な御尽力をいただいているところである。

平成7年12月18日の障害者対策推進本部会議において、平成8年度を初年度とし、平成14年度までの7か年を計画期間とする「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が決定され、障害者の保健福祉施策の強力かつ計画的な推進が図られることとなった。

貴職におかれては、障害者プラン策定の趣旨を踏まえ、下記に留意の上、障害者施策の一層の充実に努めるとともに、管内市町村に周知されたい。

記

1. 障害者プラン策定の意義

障害者プランは、同じく障害者対策推進本部（平成8年1月19日に「障害者施策推進本部」に改称）において策定した「障害者対策にかる新長期計画」（平成5年3月）の重点施策実施計画として位置付けられるもので、障害者が地域で共に生活できる社会の実現をめざし、関係省庁が一体となって、障害者の生活全般にわたる施策に横断的、総合的に取り組んでいくこととされている。

特に、厚生省の担当する保健福祉の分野においては、グループホーム・福祉ホームの整備、ホームヘルパーの増員等障害者の生活を支える基幹的な事業について、平成14年度における具体的な整備目標を明記したところである。この目標値は、原則として、障害者のニーズに対応できるようにすることを基本的な考え方として設定されたものであり、今後、その達成に向け重点的に整備を図っていくことが必要とされている。

2. 都道府県及び市町村の役割

(1) 障害者計画の策定

平成5年12月に公布された障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2の規定により、都道府県及び市町村は障害者計画を策定するように努めなければならないこととされた。これは、国が策定した新長期計画を基本としつつ、それぞれの都道府県、市町村が管内における障害者の実情に応じた障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野への参加を促進しようとするものである。

都道府県については、既に全都道府県で障害者計画が策定され、いくつかの計画には、数値目標など具体的な施策目標が盛り込まれているところである。今後の障害者計画の見直しの機会に当たっては、障害者団体の代表、医療・教育・福祉等に従事する専門家、学識経験者等の各方面の幅広い意見を反映させるとともに、数値目標を設定するなど、地域の障害者のニーズに対応できるような障害者計画を策定されたい。

また、今後は、より身近な地域として市町村における障害者施策の推進を見据えた施策の展開が必要

である。このため、都道府県におかれては、平成7年5月に総理府から示された「市町村障害者計画策定指針」の活用、都道府県や既に策定されている市町村の障害者計画の周知、「市町村障害者計画策定モデル事業」（平成8年度予算新規事業）の実施等により、市町村の障害者計画策定を積極的に支援するよう努められたい。

さらに、市町村における人口規模や地域特性を踏まえて、(2)に示す障害者保健福祉圏域を設定し、その圏域における共同事業等を実施すること等により、地域におけるサービスの偏在がないよう広域的な見地から指導していく必要があることに留意されたい。

(2) 障害保健福祉圏域について

① 障害保健福祉圏域の設定

障害者プランにおいては、保健福祉サービス体系について、市町村域・複数市町村を含む広域圏域・都道府県域の各圏域ごとの機能分担を明確にし、各種のサービスを目的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することとしている。

各都道府県は、当該都道府県内のすべての地域について、身体障害者（児）、精神薄弱者（児）及び精神障害者に共通の圏域として、障害保健福祉圏域を設定されたい。

障害保健福祉圏域の設定に当たっては、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画で規定している「二次医療圏」を参考にするとともに、広域市町村圏、福祉事務所・児童相談所・保健所などの都道府県の行政機関の管轄区域等を勘案し、管内市町村をはじめ、各関係機関間において十分調整し、圏域設定されるよう留意願いたい。

② 障害者保健福祉圏域の機能

障害者プランにおいては、市町村域・複数市町村を含む広域圏域の各圏域ごとの機能分担を明確にし、各種のサービスを面的、計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築し、都道府県は、自ら提供すべきサービスの実施のほか、市町村に対する支援や市町村間の調整、精神医療の体制整備など広域性・専門性の高い分野の業務の充実を図るというように、それぞれが分担して業務を実施することが基本的な考えとなっている。これらのうち、障害保健福祉圏域で果たすべき機能を障害者プランに掲げられている項目の中から例示すれば次のとおりである。

事 項	障害保健福祉圏域の機能
○市町村障害者生活支援事業 障害児（者）地域療育等支援事業 精神障害者地域生活支援事業	障害保健福祉圏域内を対象区域として、域内で概ね2か所ずつ選定し、適正配置を図る。
○身体障害者療護施設 精神薄弱者更生施設	障害者保健福祉圏域内における待機者等のニーズを勘案しながら施設の適正配置を図る。
○精神障害者社会復帰施設 (生活訓練施設、福祉ホーム、通所授産施設)	障害保健福祉圏域において、概ね1か所整備。

③ 厚生省への報告

各都道府県においては、早急に障害保健福祉圏域の設定に努めるものとし、設定された場合には、

当職あて報告されたい。

④ その他

平成7年度までに心身障害者（者）地域療育拠点施設事業を行っている都道府県においては、当分の間、障害保健福祉圏域とは異なる地域を対象として本事業を継続して差し支えない。ただし、速やかに障害保健福祉圏域に沿った対象地域となるよう、支援施設の指定に当たって留意されたい。

(3) 地方障害者施策推進協議会の設置

地方障害者施策推進協議会（以下「地方協議会」という。）については、障害者基本法において、条例により、都道府県・指定都市が設置すべきこと及び市町村が設置することができることとされている。また、地方協議会の委員構成については、法律上は明記されていないが、障害者基本法の改正（平成5年12月）の際に、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者が委員として参画できるよう配慮されたい旨、内閣官房副長官より通知しているところである。

こうしたことを踏まえて、障害者プランにおいて「市町村の施策の実施に当たって、障害者等の意見を適切に反映するため、市町村の自主性、主体性を尊重しつつ、市町村障害者計画の策定と障害者及び障害者福祉事業に従事するメンバーを含む市町村の地方障害者施策協議会の設置等を促進する。」としていっているところであるので、市町村の障害者プランの趣旨に沿った積極的な対応について御配慮願いたい。

3. 障害者プランにおける数値目標の設定等

(1) 数値目標を設定した項目と目標値

障害者プランにおいて、数値目標を設定した保健福祉分野の項目の整理すると、次のとおりである。

(2)以下に、設定の考え方等について整理しているので、地方障害者計画において数値目標を設定する際に、地域の実情に応じた設定が必要であることに留意の上、参考とされたい。

項目	目標値 (平成14年度末)
グループホーム・福祉ホーム 授産施設・福祉工場	20,000人分 68,000人分
重症心身障害児（者）等の通園事業	1,300か所
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6,000人分
精神障害者社会適応訓練事業	5,000人分
精神科デイケア施設	1,000か所
市町村障害者生活支援事業 障害児（者）地域療育等支援事業 精神障害者地域生活支援事業 市町村障害者社会参加促進事業	概ね人口30万人当たり 概ね各2か所 概ね人口5万人規模単位 で実施
ホームヘルパー	45,000人上乗せ
ショートステイ	4,500人分
デイサービス	1,000か所
身体障害者療護施設	25,000人分
精神薄弱者更生施設	95,000人分

(2) 数値目標設定の考え方

障害者プランにおける数値目標の設定については、次のような考え方によっている。

① 全体についての考え方

第一に、目標年度である平成14年度末において、障害者のニーズに対応できるようにすることを原則としている。このため、実態調査等をもとに全国レベルのニーズを推計して目標を設定したものである。

第二に、精神障害者施策については、退院可能な入院患者等の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るための基盤整備を行うことを政策目標として、目標を設定しているものである。

第三に、目標は、総合的な施策推進の観点から可能な限り、障害種別ごとの目標でなく、合計数で表示しているものである。

② 各施策についての考え方

ア. 身体障害者関係施策

(ア) 福祉ホーム

身体障害者の利用ニーズに対応できるようにするための整備目標であり、平成3年身体障害者実態調査（以下「身体障害者実態調査」という。）及び自治体における利用希望調査をもとに、全国の利用希望者数を推計。

(イ) 授産施設・福祉工場

身体障害者の利用ニーズに対応できるようにするための整備目標であり、実態調査及び自治体における利用希望調査をもとに、全国の利用希望者数を推計。

(ウ) 市町村障害者生活支援事業

障害保健福祉圏域（概ね人口30万人）で概ね2か所ずつ実施するよう設定。

(エ) 市町村障害者社会参加促進事業

人口5万人以上の市町村及び、それ以下の市町村で構成する5万人以上の地域を単位として、実施できるよう設定。

(オ) ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス

在宅の身体障害者の利用ニーズに対応できるようにするための整備目標であり、身体障害者実態調査をもとに、老人保健福祉計画策定の際に対象者の把握に当たり用いた日常生活自立度（寝たきり度）判定基準を勘案して、要介護者及びこれに準ずる介護度の者（準要介護者）並びにこれには至らないが自立した生活を営むために何らかの援助を必要とする者（自立生活要援助者）の数（いずれも18歳以上65歳未満に限る。）を推計し、それぞれに対し標準的なサービス利用量（市町村老人保健福祉計画作成指針においてサービス量の標準として用いた回数を基本に、障害者の社会参加意欲等を斟酌して設定）を設定して、全国の必要なサービス量を推計。

(参考)

・ホームヘルパー	要介護者	3～6回/週
	準要介護者	1～2回/週
	自立生活要援助者	1回/週
・ショートステイ	要介護者	6回/年

	準要介護者	1～2回/年
・デイサービス	要介護者	2～3回/週
	準要介護者	1～2回/週
	(社会参加に積極的な者)	2～4回/週

(注) この数値はあくまでも標準であって、地域の実情、利用ニーズ等により柔軟な対応が必要になる。

(カ) 身体障害者療護施設

全国の待機者現在数をもとに、目標年において待機者を解消できる整備量を推計。

イ. 障害児・精神薄弱者関係施策

(ア) グループホーム

精神薄弱者の利用ニーズに対応できるようにするための整備目標であり、平成2年精神薄弱児(者)福祉対策基礎調査(以下「基礎調査」という。)をもとに、全国の利用希望者数を推計。

(イ) 授産施設

全国の待機者現在数をもとに、目標年において待機者を解消できる整備量を推計。

(ウ) 重症心身障害児(者)等の通園事業

重症心身障害児(者)等の通園事業については、計画期間中において、A型(15人)1か所、B型(5人)3か所を各都道府県・指定都市で実施し、心身障害児通園事業については、在宅の障害児が身近な通園の場に通うことが可能となるよう推計。

(エ) 障害児(者)地域療育等支援事業

障害保健福祉圏域で概ね2か所ずつ実施するよう設定。

(オ) ホームヘルパー、ショートステイ、デイサービス

在宅の障害児・精神薄弱者について、基礎調査、平成3年身体障害児実態調査等をもとにサービス非常要領を推計。なお、ショートステイ及びホームヘルパーのサービス標準については、利用実態、家族の介護の状況等を踏まえて設定。

(カ) 精神薄弱者更生施設

全国の待機者現在数をもとに、目標年において待機者を解消できる整備量を推計。

ウ. 精神障害者関係施策

(ア) グループホーム・福祉ホーム

グループホームについては障害保健福祉圏域で概ね3か所ずつ、福祉ホームについては障害保健福祉圏域で概ね1か所ずつ整備するよう設定。

(イ) 授産施設・福祉工場

通所授産施設については障害保健福祉圏域で概ね1か所、入所授産施設についてはその3分の1程度整備し、福祉工場については各都道府県、指定都市で概ね1か所ずつ整備するよう設定。

(ウ) 生活訓練施設(援護寮)

障害保健福祉圏域で概ね1か所ずつ整備するよう設定。

(エ) 社会適応訓練事業

障害保健福祉圏域で概ね10か所ずつ実施するよう設定。

(オ) 精神科デイケア施設

障害保健福祉圏域で概ね3か所ずつ整備するよう設定。

(カ) 地域生活支援事業

障害保健福祉圏域で概ね2か所ずつ実施するよう設定。

(キ) ショートステイ

生活訓練施設(援護寮)の概ね3分の1に併設するよう設定。

エ. 難病患者関係

ホームヘルパー、ショートステイ

難病患者についての調査をもとに、身体障害者の場合と同様の方法により、必要なサービス量を推計。

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急医療施設 (空床確保)	窓口 (受付時間等)	搬送体制	後方病院	連絡調整機関
宮城 県	宮城県精神科救急医療システム整備事業	5区域 (東北、気仙沼、石巻、仙台、仙南)	県精神病院協会へ委託 (各病院1床)	休日のみ	依頼者	受入病院において確保	県医師会、県精神病院協会、 県消防長会県警本部等で構成 (年4回)
群馬 県	夜間休日精神科救急医療事業	2区域 (東毛、西毛)	県立病院 指定病院 (輪番制) (各病院1床)	各当番病院 夜間 [17:00~9:00] 休日 [9:00~17:00]	保護者、家族 警察、消防	民間等精神病院	県医師会、日精協県支部、県 警、消防等で構成 (年4回)
埼玉 県	埼玉県精神科救急医療事業	2区域 (第1、第2)	輪番制 (委託事業) 指定病院 (各病院1床)	精神科救急情報センター (県精神病院協会に設置) 休日 [9:00~17:00]	相談依頼主体	受入病院において確保	病院協会、精神保健総合セン ター、埼玉医科大学、消防、 県警等で構成 (年4回)
東京 都	精神科夜間休日救急診療	3区域 (区部東北 区部西南 多摩)	都立墨東病院 都立松沢病院 都立府中病院 (各病院4床)	休日 [9:00~17:00] 精神保健課梅ヶ丘分室 夜間 [17:00~9:00] 都保健医療情報センター (健康案内ひまわり)	非常勤職員 (看護員) により対応	指定病院等を確保 (50病院)	医師会、病院協会、学識経験 者、保健医療情報センター等 で構成 (年2回程度)
神奈川 県	精神科救急医療対策事業	4区域	輪番制 指定病院 (各病院1床)	精神保健福祉センター 休日 [8:30~22:00]	相談者が確保	民間精神病院	県医師会、県精神病院協会、 県診療所協会、横浜市、川崎 市等で構成 (年4回)
静岡 県	精神科救急医療対策事業	3区域 (東部 中部 西部)	輪番制 (1日1病院) 県立病院 (1施設) 指定病院 (31施設) [県精神病院協会所属] (各病院1床)	各当番病院 休日 [8:30~8:30] 夜間 [17:00~8:30]	消防、警察機関の搬送車両等	受入病院において確保	病院協会、医師会、診療所協 会、県精神保健福祉会連合会、 消防、警察等で構成 (年4 回)
愛知 県	精神科救急医療対策事業	3区域 (尾張A 尾張B 三河)	輪番制 (委託事業) (各病院1床)	各当番病院 休日 [9:00~17:00] 夜間 [17:00~9:00] 土曜 [12:00~17:00]	消防、警察 依頼者	愛知県精神病院協会加入病院で 対応	精神病院協会と協議のうえ人 選

都道府県名	事業名	圏域の数	精神科救急医療施設 (空床確保)	窓口 (受付時間等)	搬送体制	後方病院	連絡調整機関
大阪 府	大阪府精神科救急医療体制整備事業	4区域 大阪市 府北部 府東部 府南部	①精神科緊急病院 (緊急措置) 府立2病院、民間2病院 (各病院2床) ②精神科救急病院 輪番制 民間28病院 (各病院1床)	府立中宮病院内 ①24条通報受付 夜間 [17:30~22:00] 休日 [9:00~16:00] ②情報提供 (救急医療) 夜間 [17:30~7:30] 休日 [9:00~17:30]	①警察による搬送 ②定めなし (警察、消防機関、病院等)	精神科協力病院 (輪番制) を確保 (40施設) 合併症については精神科病棟を有する総合病院を確保 (11施設)	病院協会、診療所医会、医療 機関、大阪市等で構成 (20名以内)
兵庫 県	兵庫県精神科救急医療体制整備事業	5区域 (神戸・阪神、播磨、但馬、丹波、淡路)	①神戸・阪神、播磨地区輪番制 休日 31病院、夜間 28病院 ②その他の3地区 休日 6病院、夜間 6病院	県医師会館 (委託) 休日 [9:00~17:00] 夜間 [17:00~9:00]	原則として依頼者	合併症受入病院は確保	医師会、病院協会、診療所協 会、学識経験者、神戸市、警 察、消防機関等で構成 (年2回)
広島 県	広島県精神科救急医療システム整備事業	2区域 (西部、東部)	応急入院指定病院 (委託事業) (各病院1床)	各当番病院 休日 [各施設で表示する 診療時以外の時間] 夜間 []	依頼者 必要に応じ、精神科救急医療施設	精神病院 総合病院	医師会、病院協会、広大、精 神神経科診療所協会、消防、 警察等で構成
高知 県	高知県精神科救急医療システム事業	対象地域 県中部 (中央医療圏)	①休日 (輪番制) 指定病院 (9施設) ②夜間 土佐病院	救急医療情報センター 休日 [9:00~21:00] 夜間 [17:00~22:00]	原則として受診者側	当番病院以外の精神科救急医療施設及び県立芸陽病院	警察、消防、医師会、救急医 療情報センター、病院等で構 成 (年2回)
鹿児島 県	鹿児島県精神科救急医療システム事業	4区域 (鹿 南 北 (姦良・曾於・肝属 児 島 薩 薩 島))	県立病院 指定病院 (輪番制) (各病院1床)	各当番病院 休日 [9:00~17:00]	依頼者	受入病院との協議による	医師会、病院協会、警察、消 防、鹿大付属病院、精神保健 福祉センター等で構成 (年2回程度)

<参考資料>

精神障害者社会復帰施設等都道府県・指定都市ごとの設置状況

都道府県 指定都市	精神障害者社会復帰施設						地域生活援助 事業(グループ ホーム)	社会適応訓練 事業(通院患者 リハビリテー ション事業)	小規模 作業所	精神科 デイ・ケア 施設	地域生活 支援事業
	生活訓練 施設 (授産)	ショート ステイ 施設	福祉 ホーム	授産施設 通所	福祉工場 入所	合計					
北海道	3	1	1	6		11	4	31	20	18	
青森県	2			2		4	3	39	7	3	2
岩手県	1		1	2		4	3	38	9	10	1
宮城県				1		1	2	23	25	4	
秋田県	4	3	3			10	5	86	11	3	
山形県	2					2	9	41	8	7	
福島県							9	41	10	4	
茨城県	4	3	1	2		10	7	58	13	9	1
栃木県	1	1	8	2	1	13	6	36	13	3	1
群馬県	1			1		2	12	42	4	5	
埼玉県	7		2	4		13	15	43	21	18	2
千葉県	4	2	2	3		11	4	34	6	21	3
東京都	6	5	5	10		26	40	45	207	45	
神奈川県	1	1	1	1		4	17	20	45	36	
新潟県	7	1	5	8		21	21	18	30	13	1
富山県				2		2	15	22	11	4	
石川県	1			1		2	10	26	13	2	1
福井県				2		2	3	20	6	3	
山梨県	1					1	6	41	6	4	1
長野県	4	4	2	4	1	15	10	14	27	8	
岐阜県	1		1	2		2	2	6	9		
静岡県	1	1	2	3		7	3	80	15	7	
愛知県	1	1	1	1		4	5	11	11	25	
三重県	2		1	1		2	3	22	10	5	1
滋賀県	1		1	1		3	7	19	5	5	1
京都府	1	1				2	3	18	6	9	
大阪府	6	2	4	3		15	27	45	48	44	
兵庫県			4	1		5	4	60	27	8	
奈良県	1			1		2	1	5	4	3	
和歌山県	1			1		3	4	7	6		1
鳥取県	1	1				2	2	16	7	5	1
島根県	2	1	1	1		5	5	45	15	3	
岡山県	3	1	5	1	1	11	8	28	17	10	
広島県	2	2	3	4		12	4	24	16	8	
山口県	4		1	1		6	2	29	17	6	
徳島県	2	1				3	2	18	6	1	
香川県	1		1	1		3	2	14	6	5	1
愛媛県	1					1	6	31	16	6	1
高知県							1	27	6	7	
福岡県	3			2	3	8	13	28	12	35	
佐賀県	1		1	1		4	4	57	3	12	
長崎県	2		2	2		6	4	63	8	5	
熊本県	2		2	4		8	9	57	7	7	1
大分県	1		3	2		6	4	31	13	6	
宮崎県	2		2		1	5	4	40	8	7	1
鹿児島県	1		5	1		7	6	35	4	3	
沖縄県	2		2	1	4	9	4	32	7	19	1
小計	94	32	73	84	11	297	340	1,555	801	471	22
札幌市			1	1		2	1	41	16		
仙台市				2		2	2	14	2		
千葉市								3	2		
川崎市	1					1	7	16	16		
横浜市	2			2		4	20	33	42		
名古屋市	1	1				2	2	13	13		
京都市			1	1		2	1	42	9		
大阪市						1	10	22	12		
神戸市							11	12	12		
広島市							17	12	12		
北九州市			4	1		5	3	8	7		
福岡市							3	19	6		
小計	4	1	6	7		18	40	206	159		
合計	98	33	79	91	11	315	380	1,761	960	471	22

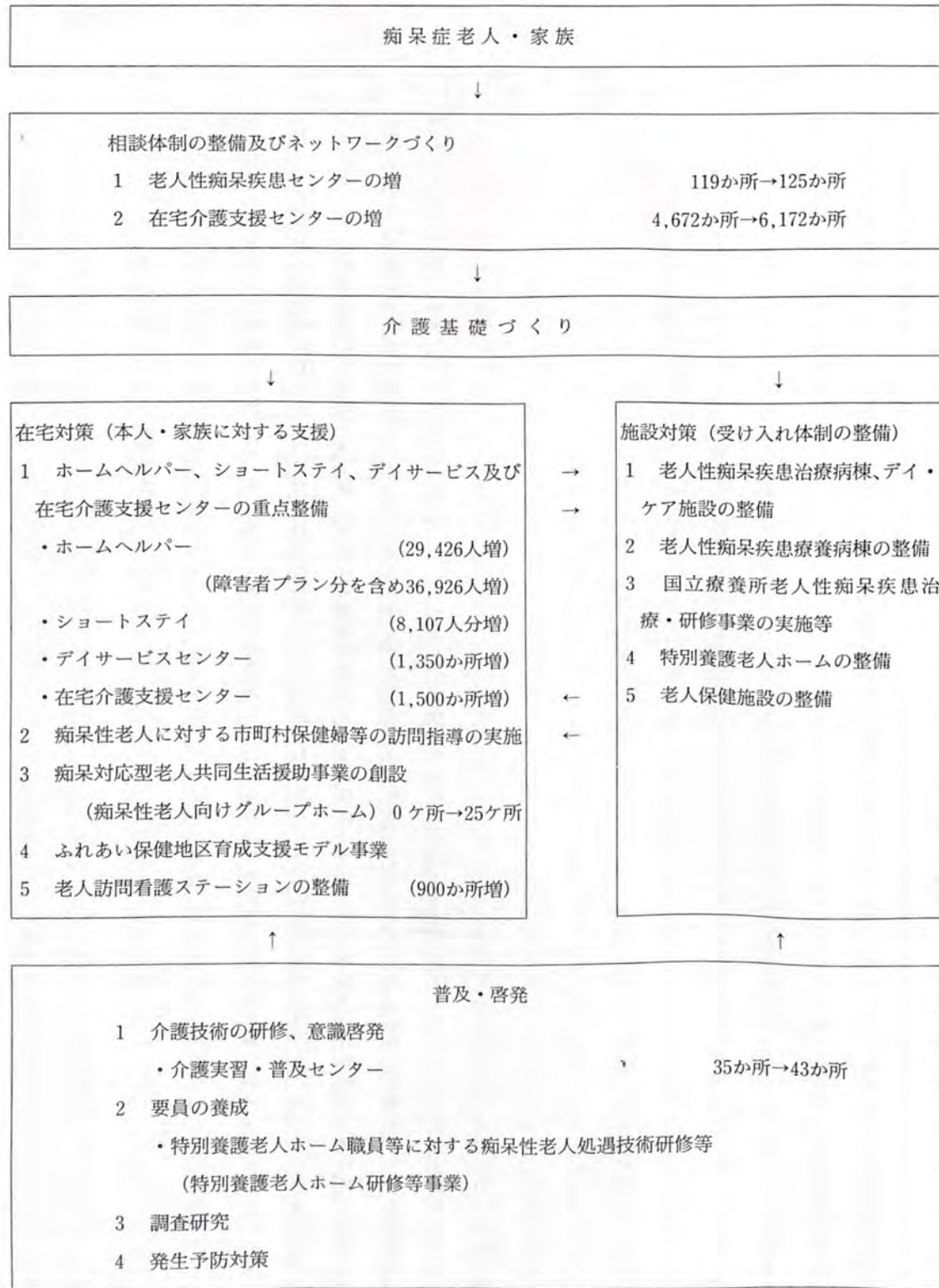
・社会復帰施設については、平成8年4月1日現在
 ・社会適応訓練事業については、平成7年度受入事業所数
 ・小規模作業所については、平成8年1月1日現在
 ・精神科デイ・ケア施設については、平成7年6月30日現在
 ・地域生活支援事業、地域生活援助事業については、平成8年10月1日現在

<参考資料>

精神障害者保健福祉手帳交付状況

(平成8年9月末日現在)

月間 申請者 数	月間交付者数											月末現在交付者数					
	1級			2級			3級			合計		1級	2級	3級	合計		
	診断 書	年金 証書	計	診断 書	年金 証書	計	診断 書	年金 証書	計	診断 書	年金 証書					計	
1 北海道	74	14	9	23	24	23	47	6	7	13	44	39	83	351	917	241	1,509
2 青森県	29	4	7	11	3	5	8	1	4	5	8	16	24	191	157	71	419
3 岩手県	34	8	2	10	10	2	12	0	3	3	18	7	25	355	357	96	808
4 宮城県	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	557	170	99	826
5 秋田県	21	2	3	5	1	10	11	1	4	5	4	17	21	97	312	127	536
6 山形県	11	3	2	5	0	4	4	0	1	1	3	7	10	299	111	45	455
7 福島県	23	3	4	7	1	9	10	0	4	4	4	17	21	206	283	99	588
8 茨城県	67	18	6	24	23	9	32	4	6	10	45	21	66	167	336	64	567
9 栃木県	42	2	7	9	7	9	16	1	1	2	10	17	27	158	224	96	478
10 群馬県	28	8	11	19	6	1	7	3	2	5	17	14	31	460	198	99	757
11 埼玉県	84	0	2	2	16	34	50	21	7	28	37	43	80	236	1,004	415	1,655
12 千葉県	65	7	14	21	18	22	40	2	1	3	27	37	64	410	627	180	1,217
13 東京都	230	75	46	121	87	50	137	35	19	54	197	115	312	1,881	2,725	1,038	5,644
14 神奈川県	51	10	3	13	19	9	28	7	3	10	36	15	51	298	580	315	1,193
15 新潟県	52	8	7	15	20	17	37	0	6	6	28	30	58	527	981	247	1,755
16 富山県	12	3	0	3	4	3	7	0	2	2	7	5	12	186	243	107	536
17 石川県	13	2	0	2	2	8	10	0	1	1	4	9	13	110	231	86	427
18 福井県	5	0	0	0	0	0	0	4	1	5	4	1	5	17	126	52	195
19 山梨県	28	4	7	11	12	5	17	2	0	2	18	12	30	173	292	44	509
20 長野県	33	1	4	5	6	14	20	1	5	6	8	23	31	151	387	151	689
21 岐阜県	56	5	6	11	14	12	26	1	0	1	20	18	38	220	338	95	653
22 静岡県	78	30	7	37	8	23	31	5	5	10	43	35	78	373	597	244	1,214
23 愛知県	146	15	6	21	55	39	94	17	14	31	87	59	146	298	1,282	475	2,055
24 三重県	33	4	2	6	13	7	20	3	1	4	20	10	30	61	374	124	559
25 滋賀県	31	1	1	2	11	10	21	6	1	7	18	12	30	56	196	109	361
26 京都府	20	1	4	5	8	4	12	1	1	2	10	9	19	161	236	53	450
27 大阪府	172	47	15	62	47	21	68	16	6	22	110	42	152	926	1,425	378	2,729
28 兵庫県	101	27	1	28	25	25	50	16	7	23	68	33	101	383	1,083	405	1,871
29 奈良県	28	1	0	1	13	6	19	3	3	6	17	9	26	95	250	73	418
30 和歌山県	15	2	6	8	4	7	11	2	0	2	8	13	21	163	179	75	417
31 鳥取県	9	5	0	5	4	0	4	0	0	0	9	9	77	142	27	246	
32 島根県	16	1	5	6	3	3	6	1	3	4	5	11	16	281	230	112	623
33 岡山県	22	0	12	12	10	11	21	2	3	5	12	26	38	235	316	134	685
34 広島県	54	13	0	13	16	12	28	8	3	11	37	15	52	344	795	303	1,442
35 山口県	30	16	1	17	8	1	9	2	1	3	26	3	29	342	350	134	826
36 徳島県	8	0	4	4	2	1	3	1	0	1	3	5	8	83	57	24	164
37 香川県	16	3	2	5	4	3	7	2	3	5	9	8	17	50	116	52	218
38 愛媛県	15	6	6	12	9	13	22	2	3	5	17	22	39	195	316	65	576
39 高知県	28	3	2	5	3	15	18	1	3	4	7	20	27	115	273	54	442
40 福岡県	40	9	3	12	16	7	23	2	3	5	27	13	40	257	497	155	909
41 佐賀県	16	3	3	6	3	5	8	1	1	2	7	9	16	142	304	75	521
42 長崎県	18	1	3	4	5	6	11	0	1	1	6	10	16	225	430	123	778
43 熊本県	137	18	24	42	16	34	50	3	11	14	37	69	106	474	634	162	1,270
44 大分県	24	1	1	2	4	13	17	3	4	7	8	18	26	89	305	91	485
45 宮崎県	26	1	0	1	12	0	12	4	1	5	17	1	18	36	203	64	303
46 鹿児島県	51	4	3	7	13	16	29	10	8	18	27	27	54	59	454	168	681
47 沖縄県	61	9	1	10	16	22	38	4	1	5	29	24	53	112	357	71	540
48 札幌市	39	6	0	6	9	7	16	0	1	1	15	8	23	156	389	117	662
49 仙台市	54	3	13	16	11	4	15	3	7	10	17	24	41	392	220	142	754
50 千葉市	8	1	1	2	6	0	6	0	0	0	7	1	8	47	96	26	169
51 川崎市	37	3	2	5	19	10	29	4	3	7	26	15	41	115	293	107	515
52 横浜市	91	9	10	19	21	16	37	14	13	27	44	39	83	273	463	254	



(老人保健福祉局資料より)

各都道府県知事 殿

厚生省老人保健福祉局長

ふれあい保健地区育成支援モデル事業の実施について

標記については、痴呆性老人が家族とともに地域社会の中で生活を継続していくための支援システムの構築を図るため、今般、別添のとおり「ふれあい保健地区育成支援モデル事業実施要綱」を定めたので、了知の上、本事業の円滑な実施について十分配慮願いたい。

なお、貴管下市町村に対し本事業の趣旨の普及徹底を図られたい。

別添

ふれあい保健地区育成支援モデル事業実施要綱

1 趣旨

痴呆性老人は、生活環境の変化に対応することが困難になりがちであり、痴呆性老人が安心して生活を送るという観点からは、家族とともに地域社会の中で生活を継続させることが重要である。

このため、公民館、老人福祉センター等の身近な公共施設等を拠点とし、ボランティア団体等地域で活動している団体を活用して、痴呆性老人及びその介護に当たっている家族並びに独居虚弱老人に対し必要な相談・指導等の支援を行うことにより、痴呆性老人及びその介護に当たっている家族並びに独居虚弱老人に対する地域支援システムの構築を図るものである。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、事業の運営の一部又は全部を適切に事業を実施することができる市町村が認めた団体に委託することができるものとする。

3 対象者

対象者は、痴呆性老人及びその介護に当たっている家族並びに独居虚弱老人（独居虚弱老人の介護に携わっている近隣の援助者を含む。）とする。

4 実施方法

(1) 事業の実施に当たっては、地域住民の身近にある公共施設等適当と認められる施設を利用し、ボランティア団体等地域で保健・福祉活動を実践している組織のマンパワーを活用して行うものとする。

(2) 指導員の配置

ア 本事業の実施に当たっては、指導員を最低1名配置するものとする。

なお、市町村職員以外の者で、本事業について熱意を有し、老人保健、老人福祉について相当の経験と知識を有する者であって、本事業の指導者としてふさわしいと認められる者を指導員として配置することができるものとする。

イ 指導員は、事業の円滑な推進を図るリーダーとして、保健所、福祉事務所、社会福祉協議会等と連

携を密にして事業を実施するとともに、ボランティアの協力を得られるよう十分配慮し、円滑な事業の運営に努めるものとする。

5 事業内容

事業の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 痴呆性老人を抱える家族等に対する相談・指導
- (2) 痴呆性老人を抱える家族等に対する痴呆性老人の介護技術等に関する研修会の開催
- (3) 痴呆性老人を抱える家族等の相互交流会の開催
- (4) 痴呆性老人を抱える家族等と痴呆性老人に対する介護の経験を有する者等との情報交換会の開催
- (5) 地域団体等を活用した緊急時の連絡、安否の確認、話相手、通院の介助など痴呆性老人及びその家族等に対する支援
- (6) 痴呆性老人等に対する軽運動、レクリエーション等の実施
- (7) 公的サービスで対応すべき痴呆性老人及びその家族等有するニーズについての適切な行政機関等への橋渡し
- (8) その他地域の実情に即した各種活動

6 実施回数及び実施期間

事業の実施に当たっては、おおむね週3日活動を行うこととし、実施期間は原則1年以内とする。

7 事業に対する補助

事業に要する経費については、厚生大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

8 その他留意事項

- (1) 本事業に実施に当たっては、地域の痴呆性老人及び独居虚弱老人の心身の状況、家族の状況等を十分把握するとともに、保健所、福祉事務所等の行政機関を始め老人性痴呆疾患センターその他関係機関との連携を密にすること。
- (2) 本事業について広く住民の理解と協力を得るため、広報等による普及啓発を行うこと。

精神保健研究所は、昭和27年1月に国立精神衛生研究所として発足し、精神保健技術者を対象とする様々な研修活動を実施してきました。昭和61年10月に国立精神・神経センター精神保健研究所となつてからは、同センターの研修活動として引き継がれ、現在に至っています。

ここでの研修は、国、地方公共団体、精神保健福祉法第19条の規定による指定病院等において精神保健の業務に従事する、医師、保健婦、看護婦、臨床心理、精神科ソーシャルワーカー等の方々を対象に、精神保健技術者としての資質の向上を図ることを目的としています。

平成9年度の募集要綱は次のとおりです。

第39回 社会福祉学課程

目的

精神保健福祉センター、保健所、精神病院、老人保健施設、児童相談所等において、精神保健・福祉に関する業務に従事している者を対象とし、精神保健と社会福祉にかかる専門的知識及び技術の修得を目的とする。

受講資格

学校教育法に基づく大学において、社会福祉学を履修する課程を修めて卒業した者であつて、本課程の目的に掲げる業務に原則として3年以上従事している者

第38回 医学課程

目的

精神医学及び公衆衛生の領域において精神保健の業務に従事している医師を対象とし、精神医学及び精神保健にかかる専門的な知識及び技術の修得を目的とする。

受講資格

保健所、精神病院並びにこれに準ずる施設及び大学等において本課程の目的に掲げる業務に従事している医師

第34回 精神保健指導課程

目的

精神保健福祉行政及び、精神保健福祉業務における啓発・教育・相談・社会復帰・訪問に関する高度な情報と知識を提供することにより、精神保健福祉に関するより高度な専門技術の修得を目的とする。

受講資格

精神保健福祉センター、保健所並びにこれに準ずる施設等に勤務する医師

第38回 心理学課程

目的

精神保健福祉センター、保健所、精神病院、児童相談所及び精神薄弱者更生相談所等において、精神保健・福祉に関する業務に従事している者を対象とし、精神保健と臨床心理にかかる専門的な知識及び技術の修得を目的とする。

受講資格

学校教育法に基づく大学において心理学を履修する課程を修めて卒業した者であって、本課程の目的に掲げる業務に原則として2年以上従事している心理技術者

精神科デイ・ケア課程

目的

精神病院等において精神科看護（集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導等）に関する業務に従事している看護婦（士）を対象とし、精神科デイ・ケアにかかる専門的な知識及び技術の修得を目的とする。

受講資格

精神病院等において、精神科看護に従事している看護婦（士）であって、集団療法、作業療法、レクリエーション活動、生活指導等に2年以上の実務経験を有する者

※免許取得後の実務経験が2年以上あること。

※准看護婦（士）は含まない。

その他

受講申請の際は、看護婦（士）免許証の写しを添付して下さい。

各課程共通事項

受講申請手続について

(1) 提出書類

- ①受講願書
- ②履歴書及び所属長の推薦書
(書式は募集要綱で指定)

(2) 提出方法

都道府県（指定都市）の精神保健主管部局を通じて申し込んでください。

研修費用の負担について

- (1) 精神科デイ・ケア課程の受講者は教材費として5,000円を徴収します。(その他の課程は原則無料)
- (2) 研修期間中に実施する所外実習または見学に要する交通費等は受講者負担とします。

研修生宿舎の利用について

当所内に研修生用宿舎がありますので、利用したい者は入舎願を受講願書に添えて提出して下さい。(有料)

研修実施計画

平成9年度研修課程実施計画表

課程名	定員	願書受付期間	研修期間
39回社会福祉学	20名	平成9年4月1日(火)～4月11日(金)	平成9年6月18日(火)～7月8日(火)
38回医学	20名	平成9年7月28日(月)～8月8日(金)	平成9年10月14日(火)～10月17日(金)
34回精神保健指導	20名	平成9年4月7日(月)～4月18日(金)	平成9年6月4日(火)～6月6日(金)
38回心理学	20名	平成9年11月25日(火)～12月5日(金)	平成10年2月18日(火)～3月10日(火)
74回精神科デイ・ケア	40名	平成9年3月10日(月)～3月21日(金)	平成9年5月7日(火)～5月27日(火)
75回精神科デイ・ケア	40名	平成9年5月6日(火)～5月16日(金)	平成9年7月16日(火)～8月6日(火)
76回精神科デイ・ケア	40名	平成9年9月1日(月)～9月12日(金)	平成9年11月25日(火)～12月12日(金)
77回精神科デイ・ケア	40名	平成9年10月27日(月)～11月7日(金)	平成10年1月21日(火)～2月10日(火)

※ 第76回精神科デイ・ケア課程の研修は、主としては九州ブロックの受講者の便を図るため、福岡市において実施する予定です。

本件に関する問い合わせ先

〒272 千葉県市川市国府台1-7-1

国立精神・神経センター運営部企画室企画第2係

TEL 047-372-3501 (内線2611)

FAX 047-372-1858

全国精神保健福祉連絡協議会規約

(昭和38年11月21日制 定)
(昭和40年11月18日一部改正)
(昭和51年4月1日一部改正)
(昭和55年3月16日一部改正)
(昭和55年11月6日一部改正)
(昭和56年11月5日一部改正)
(昭和62年11月5日一部改正)
(平成2年10月31日一部改正)
(平成5年10月28日一部改正)
(平成7年10月26日一部改正)

(目 的)

第1条 この会は、各都道府県（指定都市を含む。）精神保健福祉協会及び精神衛生協会又は協議会（以下「地方精神保健福祉協議会」という。）間の連絡を図り、もって精神保健福祉の普及発展に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国精神保健福祉連絡協議会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、国立精神・神経センター精神保健研究所に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(会 員)

第5条 この会の会員は、地方精神保健福祉協議会とする。

(役員の種類及び数)

第6条 この会に、次の役員を置く。

理 事	15名以内
内 会長	1名
副会長	2名
常務理事	3名以内
監 事	2名

(役員を選出方法)

第7条 役員を選任方法は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方精神保健福祉協議会の協議により、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから理事となる者一名を選任する。
- (2) 前号の理事のほか、精神保健福祉法に関し学識経験のある者若干名を総会の決議を得て理事として選任する。
- (3) 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

ただし、役員が構成されない場合は、総会の決議により決定することができる。

(4) 監事は、地方精神保健福祉協議会の役員のうちから総会の決議により選任する。

(5) 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

第8条 会長は、この会を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は二年とする。

ただし、再任を妨げない。

(任期満了等の場合の取扱)

第10条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会及び理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(幹 事)

第12条 この会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、精神保健福祉に関し学識経験ある者につき会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の諮問に応じ、この会の事業全般に関する企画の策定に従事する。

(会 議)

第13条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。

2 総会は、本会の役員及び各地方精神保健福祉協議会の代表者一名をもって構成し、毎年一回以上これを開催する。

3 理事会及び常務理事会は、必要の都度会長がこれを召集し、議長となる。

(財 政)

第15条 この会の経費は、地方精神保健福祉協議会の分担金その他をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(職 員)

第16条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

(細 則)

第17条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

2 規約改正は、総会の決議による。

地方精神保健福祉協議会名簿

(平成9年3月)

地区	名称	会長	〒	所在地	TEL	FAX
	北海道精神保健協会	伊藤 嘉弘	003	札幌市白石区平通17丁目北1番13号 札幌デイ・ケアセンター内	011-861-6353	011-861-6330
東	青森県精神保健福祉協会	福島 裕	038	青森市内三内字沢部353-92 県立精神保健福祉センター内	0177-87-3951	0177-87-3956
	岩手県精神保健福祉協会	智田 廣徳	020	盛岡市本町通3-19-1 県精神保健福祉センター内	0196-22-6955	0196-22-6955
	宮城県精神保健福祉協会	菊地 潤	980	仙台市青葉区本町1-4-39 //	022-224-1491	022-224-1583
	秋田県精神保健協会	菅原 和夫	010	秋田市中通2-1-52 県立精神保健福祉センター内	0188-34-2906	0188-34-2907
	山形県精神保健協会	十束 支朗	990	山形市十日町1-6-6 県精神保健福祉センター内	0236-22-2543	0236-24-1656
北	福島県精神保健協会	丹波 真一	960	福島市御山町8-30 //	0245-35-3556	0245-33-2408
	新潟県精神保健福祉協会	荒川 修二	〒951	新潟市川岸町1-57-1 //	025-231-6111	025-231-6125
関東甲信	茨城県精神保健協会	大須賀 寛蔵	310	水戸市笠原町不動山993-2 県精神保健福祉センター内	029-241-3352	029-244-6555
	栃木県精神衛生協会	松村 誠	320	宇都宮市戸祭元町1-25 県保健福祉会館内	1286-22-7526	0286-22-7879
	群馬県(日精協群馬支部)	岸 芳正	376	桐生市相生市2-277 岸病院内	0277-54-8949	0277-54-8956
	埼玉県精神保健協会	山内 俊雄	336	浦和市高砂3-15-1 県衛生部保健予防課内	048-830-3567	048-830-4803
	千葉県精神保健福祉協議会	佐藤 壹三	260	千葉市中央区仁戸名町666-2 県精神保健福祉センター内	043-263-3891	043-265-3963
	東京都精神保健協議会	浅井 昌弘	160	新宿区信濃町35 慶応義塾大学医学部 精神神経科学教室内	03-3353-1211	03-5379-0187
	神奈川県精神保健協会	栗田 正文	233	横浜市港南区芹が谷2-5-2 県立精神保健福祉センター内	045-821-8822	045-821-1711
山梨県精神保健協会	山梨県精神保健協会	松井 紀和	400	甲府市北新1-2-12 //	0552-54-8644	0552-54-8647
	長野県精神保健福祉協議会	轟 章	380	長野市大字南長野字下692-2 県衛生部保健予防課内	026-235-7149	026-235-7170
	静岡県精神保健福祉協会	川口 才市	424	清水市辻4-4-17 県精神保健福祉センター内	0543-66-3881	-
東海北陸	愛知県精神保健福祉協会	笠原 嘉	460	名古屋市中区三の丸3-2-1 県総合保健センター内	052-962-5371	052-962-5375
	岐阜県精神保健福祉協会	浦島 誠司	500	岐阜市藪田南2-1-1 県衛生環境部健康増進課内	058-272-1111	058-272-2442
	三重県精神保健福祉協議会	野村 純一	514-70	津市広明町13 県健康福祉部健康対策課内	0592-24-2338	0592-24-2340
	富山県精神保健福祉協会	廣瀬 友二	930	富山市大手町1-15 県精神保健福祉センター内	0764-25-0383	0764-21-5437
	石川県精神保健協会	道下 忠蔵	920	金沢市南新保町ル-3-1 //	0762-38-5761	0762-38-5762
	福井県精神保健福祉協会	市橋 保	910	福井市大手3-17-1 県福祉保健部健康増進課内	0776-21-1111	0776-27-3637
	近畿	京都精神保健協会	木村 敏	612	京都市伏見区竹田流池町120 府立精神保健福祉総合センター内	075-645-6266
大阪府精神保健福祉協議会		中西 信男	558	大阪市住吉区万代東3-1-46 府立こころの健康総合センター内	06-691-2811	
兵庫県精神保健協会		黒丸正四郎	652	神戸市兵庫区荒田町2-1-29 県立精神保健福祉センター内	078-511-6581	
和歌山県精神保健福祉協会		篠田 博之	640	和歌山市小松原通1-1 県福祉保健部健康対策課内	0734-32-4111	0734-28-2325
中国	鳥取県精神保健福祉協会	田中 和夫	680	鳥取市江津318-1 県立精神保健福祉センター内	0857-21-3031	0857-21-3034
	島根県精神保健福祉協会	小瀬 信夫	690	松江市大輪町420 //	0852-21-2885	0852-21-2045
	岡山県精神保健協会	大月 三郎	700	岡山市鹿田本町3-16 県立岡山病院内	086-225-3821	086-234-2639
	広島県精神保健協会	松田 鎮雄	731-43	安芸郡坂町字北新地12020-5 県立総合精神保健福祉センター内	082-884-1051	
	山口県精神保健協会	山口 通夫	753	山口市滝町1-1 県健康福祉部健康増進課内	0839-33-2944	0839-33-2969
四国	徳島県精神保健協会	森井 章二	770-70	徳島市万代町1-1 県保健福祉部健康増進課内	0886-21-2225	0886-23-9399
	香川県精神保健協会	大西 享	760-70	高松市番町4-1-10 県健康福祉部障害福祉課内	0878-31-1111	0878-31-2016
	愛媛県精神保健協会	柿本 泰男	790	松山市一番町4-4-2 県保健環境部健康増進課内	089-41-2111	
	高知県精神保健協会	池田 久男	780	高知市丸の内1-2-20 県健康福祉部健康対策課内	0888-23-9669	0888-73-9941
九州	福岡県精神保健協会	田代 信雄	816	春日市原町3-1-7 県精神保健福祉センター内	092-584-8720	092-584-8720
	佐賀県精神保健協会	武市 昌士	840	佐賀市城内1-1-59 県保健環境部健康増進課内	0952-24-2111	0952-25-7268
	長崎県精神保健協会	中根 允文	850	長崎市江戸町2-13 県福祉保健部保健予防課内	0958-24-1111	0958-26-8552
	熊本県精神保健協会	宮川 太平	860	熊本市水道町9-16 県立精神保健福祉センター内	096-354-9214	
	大分県精神保健協会	原尻 正治	870	大分市大字玉沢字平石908 県精神保健福祉センター内	0975-41-6290	0975-41-6627
	宮崎県精神保健福祉協議会	三山 吉夫	880	宮崎市霧島1-2 //	0985-27-5663	
	鹿児島県精神保健福祉協議会	今村 一英	870-77	鹿児島市鶴池新町10-1 県保健福祉部保健予防課内	099-286-2111	099-286-5556
沖縄県精神保健協会	福地 曠昭	901-11	島尻郡南風原町字宮平212 県立総合精神保健福祉センター内	0988-88-1396	098-888-1710	

☆滋賀県、奈良県は未設置

事務局だより

- 「会報」3月号は、例年1月に厚生省で開催される全国精神保健福祉主管課長会議から、次年度の予算(案)関係について継続して掲載しておりますが、今年度は、主管課長会議の開催が3月にずれただため、全国厚生関係部局長会議の中から掲載いたしました。詳細のところまで掲載できなかったことをお許し願います。
- 平成9年度の当連絡協議会の総会は、例年になり精神保健全国大会が開催される佐賀県において開催する予定です。日程等は未定でありますので各協(議)会会長様には多数の参集をお願い申し上げます。
- 事務局では、この「会報」へのご意見、興味ある記事等会員皆様からの投稿をお待ちしています。

平成9年3月 発行
 編集・発行 大塚 俊 男
 発行所 〒272 市川市国府台1〜7〜3
 国立精神・神経センター
 精神保健研究所内
 全国精神保健福祉連絡協議会
 TEL 047-375-4747
 FAX 047-371-2900

